

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 彦根市 】										
令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題										
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)]        「彦根市帰国・外国人児童生徒等支援連絡協議会」</p> <table> <tr> <td>・外国人児童生徒等教育担当者配置校教員</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>・支援対象児童生徒在籍校担当者</td> <td>18名</td> </tr> <tr> <td>・日本語指導担当者</td> <td>14名</td> </tr> <tr> <td>・外国人児童生徒等支援員</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>・市教育委員会担当者</td> <td>2名</td> </tr> </table>	・外国人児童生徒等教育担当者配置校教員	3名	・支援対象児童生徒在籍校担当者	18名	・日本語指導担当者	14名	・外国人児童生徒等支援員	5名	・市教育委員会担当者	2名
・外国人児童生徒等教育担当者配置校教員	3名									
・支援対象児童生徒在籍校担当者	18名									
・日本語指導担当者	14名									
・外国人児童生徒等支援員	5名									
・市教育委員会担当者	2名									
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導が必要な外国人児童生徒等指導者連絡協議会を開き、日本語指導や母語支援等、外国人児童生徒等教育についての情報共有及び実践交流を行った。</li> <li>・彦根市多文化共生推進会議にて、大学、ボランティア団体、市人権政策課等関係者を交え、彦根市の外国人児童生徒等の現状と課題を整理し、指導・支援の在り方について協議をした。</li> </ul> <p>(2)学校における指導体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点校にコーディネーターを配置し、拠点校がモデル校として本事業の適切な実施を行い、その指導体制や実践を市内の学校に共有し広めた。</li> <li>・市教育委員会指導主事が各校を訪問し、実態に合わせた指導を行われるよう助言し、日本語指導支援員や外国人児童生徒等支援員への指導を行った。</li> </ul> <p>(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内各校の担当者を対象に、「個別の指導計画」による日本語指導の充実や DLA に関する研修会を開催し、実践交流と研修を行った。各校で「特別の教育課程実施計画・報告」を作成し、県教育委員会に提出した。</li> </ul> <p>(4)成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生担当部局等と、現状・成果・課題等について情報共有し、支援・指導体制の充実に向けた取組に理解をいただくとともに、民間団体の日本語教室の活用や連携について助言をいただいた。</li> <li>・県の研修会での交流などで、他市町担当者との情報交換を行った。</li> </ul> <p>(7)ICTを活用した教育・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語指導が必要な児童生徒の学習者用端末に学習アプリを導入し、一人ひとりに合った学習段階の教材を選んで、学習を進められるようにした。</li> <li>・翻訳アプリを活用し、意思疎通や学習内容の理解を助ける一助とした。</li> <li>・課外時間において、教員や支援員による端末を通じた相談や学習支援を行った。</li> </ul> <p>(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣</p>										

- ・県費による日本語指導非常勤講師の派遣対象外となる、日本語指導が必要な児童生徒が1名のみの小・中学校へ、3名の日本語指導支援員を週1回(1～2時間)で派遣した。
- ・来日して間もない外国人児童生徒が在籍する小学校(2校)に日本語指導支援員を派遣し、初期指導を行った。また、保護者に対しても母語支援を行った。
- ・ポルトガル語、ベトナム語に対応できる支援員により、必要な学校に文書翻訳を中心に母語支援を実施した。

### 3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

#### (1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・各校の実践や課題を交流することで、地域全体の指導・支援体制の充実に繋がった。
- ・さまざまな立場の方と、児童生徒を含む外国人に対する支援体制に関する課題を交流することで、地域の実情を知ることができ、地域ぐるみの指導・支援体制の更なる充実に向けて考える機会となった。
- ・市の現状として、多言語化が進み、それに対応できるよう支援体制を整えていく必要がある。
- ・価値観も多様化し、学校でも対応が求められる中で、文化や宗教の違い等にも十分配慮して受け入れ体制や支援方策を考えていく必要がある。

#### (2)学校における指導体制の構築

- ・コーディネーターと市教委が連携して指導・支援体制を促進することで、外国人児童生徒等の少数在籍学校においても、日本語指導等の充実に図ることができた。
- ・市内の日本語指導が必要な児童生徒が在籍する全ての学校において、一人ひとりの状況に応じた日本語指導の体制づくりが進んだ。
- ・学校における指導体制について、日本語指導担当教員と在籍学級担任との連携の重要性を継続して研修等で発信することができ、担任の意識向上につながっている。
- ・年度途中の転(編)入に対しても、対象校や関係機関と連携して把握に努め、迅速に対応して指導を進めることができた。また、日本の文化や日本語に関する知識が全くない状態で転入するケースも複数見受けられ、そのようなケースは今後も毎年一定数あることや増加することが予想される。児童生徒や保護者が日本での生活に慣れ、安心して学校生活に臨めるよう、受け入れ体制や指導体制を充実させていくことや、学級で多くの時間関わる担任の日本語指導の指導力を向上させていくことが必要となる。
- ・在籍学級内における支援・指導方策や担任と日本語指導担当との連携した指導などを交流する場や、成果を上げた取組や指導について発信・共有する場をさらに設定できると良い。

#### (3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・日本語指導が必要な児童生徒やその家庭の困り感への理解が深まる研修内容であった。
- ・「特別の教育課程」による日本語指導ならびに「個別の指導計画」作成や運用の方法についての理解が進み、見通しをもって計画的に日本語指導を進めることができた。
- ・講師の先生から、他市町での日本語指導や、支援体制についてお話ししていただき、今後の各校での指導の充実に繋がる研修となった。
- ・「特別の教育課程」による個別の指導目標の達成率が前年度より低い値となった。研修等において「個別の指導計画」作成についての理解を深めるとともに、適切な目標設定やそれに向かう指導の在り方について再度検討し、次年度以降に生かしていきたい。
- ・児童生徒個々の日本語能力の実態を把握する時間を確保することが難しく、一人ひとりを正しく理解した上での個に応じた指導計画になっているかという点に疑問が残る。

#### (4)成果の普及

- ・多文化共生担当部局と成果や課題を共有し連携を図ったり、市の多文化共生推進会議において、小中学校での児童生徒の様子や支援体制について発信したりすることで、市全体でのサポート体制づくりの推進に繋がった。また、他部署の取組についても情報をもらい、適切な役割分担や重層的な支援体制の構築に向けて協議することができた。
- ・他市町との情報交換を行うことで、本市の取組の更なる充実に繋がるヒントを得ることができた。

- ・多文化共生推進会議等での情報共有や協議の結果をもとに、市全体として支援体制の整備を部署間で連携を図りながら進めていく必要がある。
- ・本市では実施していない他市町の取組を聞き、不十分な点がないか吟味し、より適切な支援体制を構築していけるよう検討していく必要がある。

(7)ICTを活用した教育・支援

- ・個々に合った学びや学び直し、補充学習等が効果的にできた。来日間もない児童生徒には小学校1～3年相当の教材を活用するなどし、日本語の学習とともに教科学習にも効率的に取り組むことができた。
- ・翻訳アプリを学習者用端末で活用できるようにしたことは、教室内での日本語によるコミュニケーションの手助けとしても有効であった。
- ・外国人児童生徒向けのアプリではないため、今後、母語支援のあるものや日本語学習も可能な機能もあるなど、より多様なニーズに対応できるアプリの必要性を感じた。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・日本語指導が必要な児童生徒が1名しか在籍しない学校に日本語指導支援員を派遣することで、日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校において日本語指導を実施することができた。
- ・入学式等の行事が重なった際でも、常勤の支援員と非常勤の支援員で通訳業務にあたることのできる体制をとることができ、児童生徒や保護者の安心につながった。
- ・翻訳、通訳による母語支援や、来日間もない期間の重点的な日本語指導により当該児童生徒や保護者が安心して学校生活に適應することができた。
- ・多国籍化、多言語化が進み、翻訳や通訳の対応ができない言語が複数ある。
- ・来日間もない場合、日本ででの生活について十分に理解されていないことが多いため、学校生活だけでなく、生活全体において保護者への支援が必要である。生活保護等の申請をされる保護者もあり、保護者と学校、他部局とのやり取りに支援員が必要となることがある。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	人 (園)	118人 (15校)	32人 (7校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		98人 (12校)	26人 (7校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・「特別の教育課程」による日本語指導の充実を図る。
- ・市内の外国人の転出入状況を定期的に把握し、未就学の児童生徒が発生しないように努める。
- ・新規来日による編入の場合には、丁寧に初期の指導が行えるように配慮し、支援体制を整える。
- ・今後も日本語指導と母語支援が必要な児童生徒に対し、支援体制を整え、児童生徒が学校生活に適應できるようにきめ細かな支援を行う。
- ・外国人児童生徒等への支援充実のための研修を実施し、専門的知識・技能の習得と、担当者間の実践交流・情報共有を進める。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。